

平成 17 年度第 3 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 17 年 12 月 27 日（火）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 17 年 12 月 27 日（火） 14:00 ~ 16:30
2. 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）
3. 議事要旨

第 1 号議案：西播都市計画道路の変更(3.4.158 号赤穂大橋線の変更)

【議案の説明】

赤穂大橋線は、浜田野中線を起点とし、東浜環状線に至る延長約 2.4km、代表幅員 16m の幹線街路であり、JR 播州赤穂駅周辺の中心市街地と千種川を挟んだ赤穂市南部を結ぶ役割を担っている。

このうち、新田坂越線から東浜環状線までの未整備区間については、尾崎地区で実施中の住宅市街地総合整備事業にあわせて整備が予定されており、自転車及び歩行者の安全性を確保するため、千種川橋梁部について、片側 2m の歩道から両側 3m の自転車歩行者道に変更し、幅員を 9m から 14m に変更するとともに、千種川左岸側において、交通安全施設の設置に伴い、一部区域を変更する。

また、唐船線等との交差点部については、円滑な交通処理を行うため、付加車線を設置する。

[概 要]

3.4.158 号赤穂大橋線 幅員 16m（2 車線） 延長 2,360m

（一部幅員の変更、一部区域の変更）

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第 2 号議案：香住都市計画道路の変更(3.6.1 号七日市線の変更)

【議案の説明】

七日市線は、香住港湾線を起点とする東西方向の幹線街路であり、一般国道 178 号として供用されている。

このたび香美町決定の香住港湾線について、七日市線との交差点から東側の一部区間において「香住海岸ルネッサンス計画」に関連して、自転車歩行者道を設置することなどから、幅員等の変更を行う。

これに伴い、七日市線については、起点の位置を変更するとともに、香住港湾線との交差点部において、一部区域を変更する。

〔 概 要 〕

3.6.1 号七日市線 幅員 11m (2 車線) 延長約 560m (起点位置、一部区域の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

第 3 号～第 5 号議案：八鹿都市計画道路、日高都市計画道路、豊岡都市計画道路の変更

【議案の説明】

北近畿豊岡自動車道は、豊岡市から朝来市を経て丹波市に至る高規格幹線道路で、近畿自動車道敦賀線や播但連絡道路等と一体となったネットワークを形成することにより、広域交通を処理し、交通の円滑化及び都市機能の向上を図り、地域開発の推進に寄与するとともに、災害時等における都市間の交通ルートを確保することを目的として、新たに都市計画決定するものである。

また、日高都市計画区域（豊岡市日高町）において、インターチェンジのアクセス道路を追加するとともに、市街地内外の交通を担う鶴岡八丁線等の幹線街路について交通の円滑化等を図るため変更する。

〔 概 要 〕

・八鹿都市計画道路の変更【第 3 号議案】

1.4.2 号北近畿豊岡自動車道北線 幅員 19m (4 車線) 延長約 7,390m (新規決定)

・日高都市計画道路の変更【第 4 号議案】

1.4.1 号北近畿豊岡自動車道 幅員 19m (4 車線) 延長約 7,750m (新規決定)

3.5.286 号日高北インター線 幅員 13m (2 車線) 延長約 480m (新規決定)

3.5.11 号東構府中新線 幅員 14m (2 車線) 延長約 3,290m
(終点位置、幅員、名称の変更)

3.5.12 号祢布久田谷線 幅員 12m (2 車線) 延長約 2,600m
(一部区域の変更)

3.4.287 号鶴岡八丁線 幅員 21m (2 車線) 延長約 620m
(起点位置、幅員、一部線形・区域の変更、路線の分割)

3.5.680 号松岡水上線 幅員 12m (2 車線) 延長約 270m
(路線分割による新規決定)

・豊岡都市計画道路の変更【第 5 号議案】

1.4.1 号北近畿豊岡自動車道 幅員 19m (4 車線) 延長約 400m (新規決定)

第 6 号議案：北近畿豊岡自動車道に係る環境影響評価書

【議案の説明】

事業の実施によって影響が及ぶと考えられる「大気質」、「騒音」、「振動」、「低周波音」、「水質」、「地形及び地質」、「日照障害」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」及び「廃棄物等」の 13 項目について調査・予測及び評価を行った。

なお、主な内容は以下のとおりである。

1 大気質

(1) 調査結果

二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果は、下記のとおりであり、いずれも環境基準値を下回った。

調査地域	期間平均値		環境基準値	
	NO ₂ (ppm)	SPM(mg/m ³)	NO ₂ (ppm)	SPM(mg/m ³)
豊岡市役所（既存資料）	0.009	0.019	0.04～0.06 のゾーン内又はそれ以下	0.10以下
豊岡市日高町久斗(現地調査)	0.003	0.018		
養父市八鹿町九鹿(現地調査)	0.002	0.018		

注) 期間平均値は、各季の調査期間における平均値を示す。

(2) 予測及び評価結果

建設機械の稼働に伴う粉じん等

建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の予測結果は、参考指標値を下回る。

また、工事施工ヤードは原則として計画路線の区域内を利用するよう計画していることから、影響は回避又は低減されるものと評価する。

[単位：t/km²/月]

予測地域	予測結果				参考指標値
	春	夏	秋	冬	
豊岡市上佐野	1.9	3.1	1.7	2.8	10
豊岡市日高町藤井	1.6	1.7	1.3	0.4	
豊岡市日高町山本	2.7	1.7	2.7	3.1	
豊岡市日高町祢布	2.2	1.5	1.1	1.1	
豊岡市日高町久斗	2.0	2.1	2.6	2.8	
養父市八鹿町三谷	4.5	3.9	0.5	2.4	
養父市八鹿町九鹿	1.3	1.2	2.1	2.0	
養父市八鹿町高柳	1.3	1.3	0.6	1.5	

注) 参考指標値は、降下ばいじん量の比較的高い地域の値（10t/km²/月：H5～H9年度に全国の一般局で測定された降下ばいじんのデータから上位2%を除外して得られた値）と、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標（20t/km²/月）」との差である10t/km²/月とした。

工事用車両の運行に伴う粉じん等

工事用車両の運行に伴う降下ばいじん量の予測結果は、参考指標値を下回る。

また、工事用道路は原則として計画路線の区域内を利用するよう計画していることから、影響は回避又は低減されるものと評価する。

[単位 : t/km²/月]

予測地域	対象路線	降下ばいじん量				参考指標値
		春	夏	秋	冬	
豊岡市上佐野	主要地方道但馬空港線	2.5	1.1	5.3	4.2	10
豊岡市日高町竹貫	一般県道藤井上石線	2.3	3.5	1.9	0.8	
豊岡市日高町藤井	主要地方道日高竹野線	8.0	6.6	6.0	1.9	
豊岡市日高町山本	主要地方道日高竹野線	9.3	9.3	2.4	2.6	
豊岡市日高町久斗	一般国道 482 号	2.5	2.5	1.8	1.6	
養父市八鹿町宿南	市道青山線	2.6	2.5	2.7	0.9	
養父市八鹿町三谷	市道三谷線	3.7	4.5	0.3	2.3	
養父市八鹿町高柳	一般国道 9 号	0.9	0.9	0.4	0.7	

注) 参考指標値は、建設機械の稼働と同様に 10t/km²/月とした。

自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、基準値を下回る。

また、計画路線を可能な限り住居等の保全対象から離れた位置に計画していることから、影響は回避又は低減されるものと評価する。

予測地域	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
	日平均値の 年間 98% 値	基準値	日平均値の 年間 2% 除外値	基準値
豊岡市上佐野	0.022	0.04 ~ 0.06 のゾーン内 又はそれ以下	0.043	0.10 以下
豊岡市日高町藤井	0.022		0.042	
豊岡市日高町山本	0.012		0.040	
豊岡市日高町祢布	0.020		0.041	
豊岡市日高町久斗	0.021		0.042	
養父市八鹿町三谷	0.026		0.044	
養父市八鹿町九鹿	0.032		0.052	
養父市八鹿町高柳	0.019		0.040	

注 1) 予測結果は、地上 1.5m における最大値を示す。

注 2) 基準値は、「二酸化窒素に係る環境基準」及び「大気の汚染に係る環境基準 (浮遊粒子状物質)」とした。

2 騒音

(1) 調査結果

一般環境騒音

一般環境の等価騒音レベル (L_{Aeq}) の測定結果は、以下のとおりであり、すべての地域において環境基準値を下回った。

[単位 : dB]

調査地域	測定結果				環境基準値	
	L _{Aeq}		L _{A5}		L _{Aeq}	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
豊岡市上佐野	51	44	55	40	55 以下	45 以下
豊岡市日高町竹貫	49	39	54	42		
豊岡市日高町山本	43	38	46	41		
豊岡市日高町祢布	48	37	49	40		
豊岡市日高町久斗	44	35	46	37		
豊岡市日高町浅倉	47	35	49	39		
養父市八鹿町宿南	49	38	50	38		
養父市八鹿町三谷	44	40	43	30		
養父市八鹿町九鹿	47	40	51	38		
養父市八鹿町高柳	47	39	47	44		

注) 昼間 : 6時 ~ 22時、夜間 : 22時 ~ 翌日6時

道路交通騒音

道路交通の等価騒音レベル (L_{Aeq}) の測定結果は、以下のとおりであり、豊岡市日高町久斗1及び養父市八鹿町高柳において環境基準値を上回った。

[単位 : dB]

調査地域	対象道路	測定結果 (L _{Aeq})				環境基準値			
		沿道 (0m)		背後地 (15m)		沿道		背後地	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
豊岡市上佐野	主要地方道但馬空港線	63	51	54	42	70 以下	65 以下	65 以下	60 以下
豊岡市日高町竹貫	一般県道藤井上石線	62	52	54	44				
豊岡市日高町山本	主要地方道日高竹野線	67	57	58	46				
豊岡市日高町水上	主要地方道日高竹野線	68	59	56	47				
豊岡市日高町久斗1	一般国道482号	71	62	61	52				
豊岡市日高町久斗2	東構野旧県道線	66	58	56	48				
養父市八鹿町九鹿	一般県道日影養父線	63	54	52	43				
養父市八鹿町高柳	一般国道9号	73	70	64	61				

注1) 昼間 : 6時 ~ 22時、夜間 : 22時 ~ 翌日6時

注2) 「沿道」は、幹線道路を担う道路に近接する空間を、「背後地」は、それ以外の区域を示す。

注3) 網掛けは、環境基準値を上回っていることを示す。

(2) 予測及び評価結果

建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})の予測結果は、豊岡市日高町久斗を除き基準値を上回ると予測されるが、環境保全措置として防音シート(高さ2m)を設置することにより基準値を下回る。

また、低騒音型の建設機械を採用すること等から、影響は回避又は低減されるものと評価する。

[単位：dB]

予測地域	予測結果		基準値
	対策前	対策後 (防音シート設置)	
豊岡市上佐野	90	81	85を超えないこと
豊岡市日高町藤井	90	81	
豊岡市日高町山本	89	80	
豊岡市日高町祢布	89	80	
豊岡市日高町久斗	81	-	
養父市八鹿町三谷	89	80	
養父市八鹿町九鹿	89	80	
養父市八鹿町高柳	89	80	

注1) 基準値は、「騒音規制法」による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準とした。

注2) 防音シートの高さは、2mを想定した。

注3) 豊岡市日高町久斗においては、防音シートを設置した場合の予測は行っていない。

工事用車両の運行

工事用車両の運行に伴う騒音レベル(L_{Aeq})の予測結果は、一部の地域において基準値を上回るが、工事用車両の集中を避けること等から、影響は回避又は低減されるものと評価する。

[単位：dB]

予測地域	対象道路	現況値	予測結果	基準値
豊岡市上佐野	主要地方道但馬空港線	63	69	70以下
豊岡市日高町竹貫	一般県道藤井上石線	62	67	
豊岡市日高町藤井	主要地方道日高竹野線	67	70	
豊岡市日高町山本	主要地方道日高竹野線	68	70	
豊岡市日高町久斗	一般国道482号	71	71	
養父市八鹿町宿南	市道青山線	49	63	65以下
養父市八鹿町三谷	市道三谷線	44	57	
養父市八鹿町高柳	一般国道9号	73	73	70以下

注) 基準値は、「騒音に係る環境基準(昼間)」とした。

自動車の走行

自動車の走行に伴う騒音レベル（ L_{Aeq} ）の予測結果は、基準値を下回る。

また、計画路線を可能な限り住居等の保全対象から離れた位置に計画していることから、影響は回避又は低減されるものと評価する。

[単位 : dB]

予測地域	予測高さ	予測結果			
		沿道		背後地	
		昼間	夜間	昼間	夜間
豊岡市上佐野	1階	58	50	52	44
	2階	58	49	53	45
豊岡市日高町藤井	1階	65	54	61	52
	2階	65	54	63	52
豊岡市日高町山本	1階	52	44	52	44
	2階	53	44	52	44
豊岡市日高町祢布	1階	57	49	58	50
	2階	58	50	60	52
豊岡市日高町久斗	1階	66	58	65	57
	2階	70	59	65	56
養父市八鹿町三谷	1階	59	50	56	47
	2階	58	50	57	48
養父市八鹿町九鹿	1階	65	54	61	53
	2階	65	55	62	54
養父市八鹿町高柳	1階	63	57	59	53
	2階	64	58	62	56
基準値		70 以下	65 以下	65 以下	60 以下

注1) 「沿道」は、幹線道路を担う道路に近接する空間を、「背後地」は、それ以外の区域を示す。

注2) 基準値は、「騒音に係る環境基準（沿道：幹線交通を担う道路に近接する空間、背後地：道路に面する地域）」とした。

3 振動

(1) 調査結果

一般環境振動

一般環境の振動レベルの80%レンジの上端値（ L_{10} ）の測定結果は、以下のとおりで、いずれも測定限界値である30dB以下又は未満であった。

[単位 : dB]

調査地域	調査結果 (L ₁₀)	
	昼間	夜間
豊岡市上佐野	30	<30
豊岡市日高町竹貫	<30	<30
豊岡市日高町山本	<30	<30
豊岡市日高町祢布	<30	<30
豊岡市日高町久斗	<30	<30
豊岡市日高町浅倉	30	<30
養父市八鹿町宿南	<30	<30
養父市八鹿町三谷	<30	<30
養父市八鹿町九鹿	<30	<30
養父市八鹿町高柳	<30	<30

注 1) 「 < 30 」は測定限界値の 30dB 未満であることを示す。

注 2) 昼間 : 8 時 ~ 19 時、夜間 : 19 時 ~ 翌日 8 時

道路交通振動

道路交通の振動レベルの 80% レンジの上端値 (L₁₀) の測定結果は、以下のとおりで、いずれも道路交通振動に係る限度を下回った。

[単位 : dB]

調査地域	対象道路	調査結果 (L ₁₀)		道路交通振動に係る限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間
豊岡市上佐野	主要地方道但馬空港線	32	<30	65	60
豊岡市日高町竹貫	一般県道藤井上石線	34	30		
豊岡市日高町山本	主要地方道日高竹野線	51	34		
豊岡市日高町水上	主要地方道日高竹野線	44	33		
豊岡市日高町久斗 1	一般国道 482 号	32	31		
豊岡市日高町久斗 2	東構野旧県道線	30	<30		
養父市八鹿町九鹿	一般県道日影養父線	30	30		
養父市八鹿町高柳	一般国道 9 号	48	40		

注 1) 「 < 30 」は測定限界値の 30dB 未満であることを示す。

注 2) 昼間 : 8 時 ~ 19 時、夜間 : 19 時 ~ 翌日 8 時

(2) 予測及び評価結果

建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う振動レベル (L₁₀) の予測結果は、基準値を下回る。

また、工事施工ヤードは原則として計画路線の区域内を利用するよう計画していることから、影響は回避又は低減されるものと評価する。

[単位 : dB]

予測地域	予測結果	基準値
豊岡市上佐野	65	75 を超えない こと
豊岡市日高町藤井	65	
豊岡市日高町山本	65	
豊岡市日高町祢布	65	
豊岡市日高町久斗	69	
養父市八鹿町三谷	69	
養父市八鹿町九鹿	65	
養父市八鹿町高柳	65	

注) 基準値は、「振動規制法施行規則」による特定建設作業の規制に関する基準とした。

工事用車両の運行

工事用車両の運行に伴う振動レベル (L_{10}) の予測結果は、基準値を下回る。

また、工事用道路は原則として計画路線の区域内を利用するよう計画していることから、影響は回避又は低減されるものと評価する。

[単位 : dB]

予測地域	対象道路	予測結果	基準値
豊岡市上佐野	主要地方道但馬空港線	42	65 以下
豊岡市日高町竹貫	一般県道藤井上石線	47	
豊岡市日高町藤井	主要地方道日高竹野線	58	
豊岡市日高町山本	主要地方道日高竹野線	48	
豊岡市日高町久斗	一般国道 482 号	34	
養父市八鹿町宿南	市道青山線	41	
養父市八鹿町三谷	市道三谷線	41	
養父市八鹿町高柳	一般国道 9 号	48	

注) 基準値は、「振動規制法施行規則」による道路交通振動の限度 (昼間) とした。

自動車の走行

自動車の走行に伴う振動レベル (L_{10}) の予測結果は、基準値を下回る。

また、計画路線を可能な限り住居等の保全対象から離れた位置に計画していることから、影響は回避又は低減されるものと評価する。

[単位 : dB]

予測地域	予測結果	
	昼間	夜間
豊岡市上佐野	35	32
豊岡市日高町藤井	46	44
豊岡市日高町山本	45	43
豊岡市日高町祢布	44	42
豊岡市日高町久斗	34	33
養父市八鹿町三谷	45	44
養父市八鹿町九鹿	44	42
養父市八鹿町高柳	44	42
基準値	65 以下	60 以下

注 1) 予測結果は、最大値を示す。

注 2) 基準値は、「振動規制法施行規則」による道路交通振動の限度とした。

4 低周波音

(1) 調査結果

G 特性 5%時間率音圧レベル (L_{G5}) の測定結果は、以下のとおりであった。

[単位 : dB]

調査地域	測定結果 (L_{G5})
豊岡市上佐野	68
豊岡市日高町竹貫	69
豊岡市日高町山本	75
豊岡市日高町祢布	64
豊岡市日高町久斗	64
豊岡市日高町浅倉	74
養父市八鹿町宿南	69
養父市八鹿町三谷	65
養父市八鹿町九鹿	60
養父市八鹿町高柳	65

(2) 予測及び評価結果

自動車の走行に伴う低周波音レベル (L_{50} 、 L_{G5}) の予測結果は、参考指標値を下回る。

また、計画路線を可能な限り住居等の保全対象から離れた位置に計画していることから、影響は回避又は低減されるものと評価する。

[単位 : dB]

予測地域	予測結果		参考指標値	
	L ₅₀	L _{G5}	L ₅₀	L _{G5}
豊岡市日高町藤井	69	77	90	100
豊岡市日高町山本	67	76		
豊岡市日高町祢布	67	76		
養父市八鹿町三谷	72	81		
養父市八鹿町九鹿	72	81		
養父市八鹿町高柳	72	81		

注 1) L₅₀ : 50%時間音圧レベル、L_{G5} : G特性 5%時間率音圧レベル

注 2) 参考指標値は、「環境省の一般環境中の低周波音の測定結果及び被験者暴露実験等の調査結果(L₅₀)」及び「ISO7196 に規定されたG特性低周波音圧レベル(L_{G5})」とした。

5 水質

(1) 調査結果

水質(浮遊物質量:SS、生物化学的酸素要求量:BOD)の測定結果は、以下のとおりであった。

[単位 : mg/l、m³/s]

調査地域	河川名	測定結果		
		SS(年平均値)	BOD(75%値)	流量(年平均値)
豊岡市上佐野	(水路)	6	1.4	0.007
豊岡市日高町竹貫	八代川	15	1.2	0.778
豊岡市日高町山本	(水路)	14	0.7	0.004
豊岡市日高町水上	(水路)	11	3.3	0.019
豊岡市日高町祢布	祢布川	11	1.0	0.044
豊岡市日高町久斗1	久斗川	13	1.5	0.556
豊岡市日高町久斗2	稲葉川	4	1.2	0.437
豊岡市日高町浅倉	小川	6	1.0	0.065
養父市八鹿町宿南	青山川	4	1.2	0.045
養父市八鹿町三谷	三谷川	5	1.7	0.148
養父市八鹿町九鹿	小佐川	3	1.0	0.682
養父市八鹿町高柳	八木川	3	0.8	3.693

注) 75%値 : 日間平均値の年間75%値

(2) 予測及び評価結果

工事の実施

工事においては、水底の掘削等に伴う水の濁りについて、必要に応じて仮設沈砂池を設置するなど、濁水対策を適切に講じること等から、影響は極めて小さいと予測される。

休憩所の供用

休憩所（パーキングエリア）の供用に伴う青山川における汚水の SS 及び BOD の予測結果は、排水基準以下になるよう浄化設備で処理することにより基準値を下回る。

[単位 : mg/l]

項目	予測結果	基準値
SS	5.5	25
BOD	2.0	2

注) 基準値は、円山川における「水質汚濁に係る環境基準」を準用した。

6 地形及び地質

(1) 調査結果

文献及び現地調査で確認された重要な地形及び地質は以下のとおりである。

- 上佐野溶岩台地・火山砕屑丘
- 上佐野の火山火道
- 神鍋溶岩流

(2) 予測及び評価結果

- ・上佐野溶岩台地・火山砕屑丘及び上佐野の火山火道は、計画路線より 500m 以上離れており、改変は行わないことから、影響はないと予測される。
- ・神鍋溶岩流の一部が地下において改変を受けると考えられるが、改変を受ける範囲は小さく、周辺に広く残され、露出部分及び豊岡市日高町指定天然記念物の区域は改変されないことから、影響は極めて小さいと予測される。

7 日照障害

(1) 予測及び評価結果

計画路線に近接する住居において、日影時間が 4 時間を超える地域はない。

予測地域	近接住居における日影時間	基準値
豊岡市日高町藤井	2 時間以下	4 時間を超えないこと
豊岡市日高町山本	1 時間以下	
豊岡市日高町祢布	1 時間以下	
養父市八鹿町三谷	1 時間以下	
養父市八鹿町九鹿	3 時間以下	
養父市八鹿町高柳	4 時間以下	

注) 予測結果は、1 階高さにおける値である。

8 動物

(1) 調査結果

文献及び現地調査において、重要な種として、哺乳類9種、鳥類85種、爬虫類6種、両生類13種、魚類24種、昆虫類38種、クモ類1種及び底生動物11種が確認された。また、重要な注目すべき生息地が2箇所確認された。

(2) 予測及び評価結果

コウモリ類やホトトギス、オオルリ等の鳥類については自動車との衝突、サシバについては繁殖行動の阻害、カバフキシタバ、ゲンゴロウ、クワカミキリについては道路照明の誘引による自動車との衝突の影響を受ける可能性があると考えられることから、環境保全措置としてコウモリ類・鳥類が自動車よりも高い高度で横断できるような誘導植栽、サシバの繁殖行動の阻害の回避、誘虫性の低い道路照明の採用を行う。

また、サシバの繁殖状況について事後調査を行う。

9 植物

(1) 調査結果

文献及び現地調査において、重要な種が29種確認された。また、重要な群落が7箇所確認された。

(2) 予測及び評価結果

エビネ、ナツエビネ及びオグルマの生育地が改変されることが考えられることから、環境保全措置として移植及び移殖とその内容を含めた保全の検討を行う。

また、移植する場合には、生育状況について事後調査を行う。

10 生態系

(1) 調査結果

生態系の区分(類型区分)は、地形区分、植生区分及び土地利用区分の組合せにより5つに分類し、各類型区分における注目種・群集及びその生息・生育基盤を整理した。

(2) 予測及び評価結果

「山地の森林」の注目種のうち、モモジロコウモリが自動車との衝突、サシバが繁殖行動の阻害を受ける可能性があると考えられ、「山地の森林」の生態系に対しても影響が及び可能性があると考えられることから、環境保全措置としてモモジロコウモリが自動車よりも高い高度で横断できるような誘導植栽、サシバの繁殖行動阻害の回避を行う。また、サシバの繁殖状況について事後調査を行う。

11 景観

(1) 調査結果

本事業による影響を適切に把握することができる主要な眺望景観として、以下の6箇所を抽出した。

JR 国府駅
姫路山
城山公園

石龍神社

岡公民館

ひょうごランドスケープ 100 景・スポーツ施設と田園風景を訪ねて：高柳大橋

(2) 予測及び評価結果

計画路線により景観の一部に変化が生じるが、構造物のデザインへの配慮や法面の植栽などを行い、周辺景観と調和するよう努める。

1 2 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 調査結果

計画路線周辺に存在する人と自然との触れ合いの活動の場は、以下の 8 箇所である。

長楽寺

ひょうごランドスケープ 100 景・天然アユ躍る蓼川水景

兵庫県ふるさとの散歩道・国分寺跡に佇み天平の甍を想う井田神社・楯縫古墳散歩コース

ひょうごランドスケープ 100 景・スポーツ施設と田園風景を訪ねて

大師山

城山公園

とが山公園

高照寺

(2) 予測及び評価結果

計画路線により、「ひょうごランドスケープ 100 景・スポーツ施設と田園風景を訪ねて」において快適性に変化が生じると考えられるが、構造物のデザインへの配慮や法面の植栽などを行い、周辺の自然景観と調和するよう努める。

1 3 廃棄物等

(1) 予測及び評価結果

工事の実施に伴い、2,664 千 m³ の建設発生土が生じるものと予測される。

発生量の約 52% は再利用し、残土量については「建設発生土情報交換システム」による工事間利用を図る計画であり、最終処分を行う建設発生土はほとんど生じない。また、その他の廃棄物についても適切に処理する。

種 類	発生量			利用量	残土量
	切土工	トンネル工	小計		
建設発生土 (千 m ³)	1,218	1,446	2,664	1,383	1,281
発生量に対する割合 (%)	46	54	100	52	48

【主な意見等】

- 委員から、集落の全戸全世帯から反対の意見書が出ていることについて、今までの経過と今後の方向、方針等について質問があり、意見書に対する考え方も説得力が少なく、未だ反対しているという状況であると思われることなどから、よりこれからも地域からの要望、意見等に真摯に耳を傾けて慎重に対応していくよう要望するとの意見があった。

- ・ 委員から、意見書や地元の意見により変更した部分があるのかどうか、また、意見書について、十分質問に答えていない回答であり納得できず、時間がかかってでももっと意見を聴くべきであり、変更も可能な状況があると思うので、そういう姿勢を持つべきではないかとの意見、質問があった。

また、環境影響評価について、予測が不確実性を持つものであれば、過大に予測して、その範囲内に収まるような対策を取るべきではないかとの意見があり、粉じん、騒音、水質、希少動物への対策、景観についての地元への説明方法等について質問があった。

- ・ 委員から、今、高規格道路が必要なのかどうか、また、ルートについて意見書に対して十分な回答がなされておらず、騒音、水質等環境への負荷に対する具体的な解決策が提示されていないことなどから賛成できないとの意見があった。
- ・ 委員から、意見書にもある心の拠り所である墓地の移転については、今後の話し合いの中で十分に配慮するようにとの意見があった。

【採決の結果】

第3号議案ないし第6号議案 原案どおり可決

第7号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（明石市）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である明石市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、JR 大久保駅から北東約3 kmに位置する市街化調整区域であり、市の施設である明石クリーンセンターの西に位置している。

本施設は、廃プラスチック、木くず及びがれき類を破碎することにより、資源の有効利用を図るために設置するものである。

〔 概 要 〕

位 置	: 明石市大久保町
面 積	: 約 9,600 m ²
処理施設及び処理能力	: 破碎施設
	廃プラスチック 43.95 t / 日
	木くず 550 t / 日
	がれき類 1,750 t / 日

【主な意見等】

- ・ 委員から、廃棄物の運搬処理方法、がれきの施設処理能力と計画処理量との関係について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

都市計画道路網の見直し検討箇所について（報告）

【説明】

都市計画道路網の見直しについては、都市計画審議会から「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方」について、平成16年12月27日に答申を受けた。

本答申を踏まえ、各市町と協力して検討を進め、これまで19市町を公表してきたが、今回、見直し作業が終了した西宮市について、同様に公表する。

1 見直し対象区域

西宮市（阪神間都市計画区域）

2 見直し検討箇所

次の区間について、廃止に向けて検討を進めていく。

西宮市（甲子園段上線） 約0.2km

3 今後の予定

上記の見直し検討箇所については、見直しの方向を地域住民の意見を聞きながら決定のうえ、都市計画変更の手続を進めていく予定である。

4．お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078-362-3587

この審議会の会議資料は、兵庫県中央県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、2月中旬頃には同センターにおいて閲覧する予定です。